

教政課第18号
令和3年4月15日

各市町村教育委員会教育長 殿

徳島県教育委員会教育政策課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について（通知）

このことについて、別添のとおり、文部科学省から周知依頼がありました。

令和3年4月9日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、4月12日から5月11日までを期間として東京都が、4月12日から5月5日までを期間として京都府及び沖縄県が、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）とされるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が行われました。

なお、変更後の同対処方針における学校の取扱いに係る記載は、さきにお知らせした内容（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について（通知）」令和3年4月7日付け教政課第8号）から変更はありません。

引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をよろしくお願いいたします。